

令和6年度
京都市保健所運営方針

令和6年7月
京都市

運営方針の策定に当たって

昨今の少子高齢化の更なる進展や人口の減少といった人口構造の変化に加え、単独世帯や共働き世帯の増加などの市民の生活スタイルの変化、さらには今般の新型コロナウイルス感染症などの新たな健康危機事案への対応等、地域保健の課題はますます多様化している。

京都市では、平成29年5月に、各区役所・支所の福祉部と保健部を統合し、市民にわかりやすい6つの分野別窓口に再編した「保健福祉センター」を設置した。保健福祉センターは、住民に身近な保健福祉サービスの拠点、また保健所支所として、地域力推進室との一層の連携の下、各分野の様々な取組を地域のまちづくりと一体となって進めているところであるが、地域保健の推進における保健所の役割はますます重要となってきた。

今年度は、次の4つの取組を柱として、医療、介護、福祉の関係機関や地域住民との協働により、市民の多様なニーズに対応した保健活動の推進に取り組んでいく。

- ① 医療衛生施策の推進
- ② 「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた取組の推進
- ③ 母子保健の推進
- ④ 地域精神保健福祉施策の推進・難病患者への支援

なお令和3年度に、母子保健法に基づいた保健所事務分掌規則の改正を行い、一部の母子保健業務の所管が保健所から子ども若者はぐくみ局に移管されたが、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針（厚生労働省告示第24号）」にも示されているように、「保健所を地域保健医療に対する総合的な企画機能を有する中核機関と位置づけ、地域住民のニーズに合致した施策を展開できるようにすることが望ましい」ことから、保健所が直接所管する業務でなくとも、地域保健推進に重要と考えられる業務については、「地域保健における取組」として運営方針の中に提示している。

1 医療衛生施策の推進

今後想定される新興・再興感染症などの健康危機事案の発生への備え、新型コロナウイルスワクチン接種の取組など、本市の医療衛生施策について、関連する部署と密な連携を図り、市民の安全・安心の確保に向けた取組を推進していく。

保健所の取組

1 健康危機事案への対応

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、腸管出血性大腸菌感染症や肝炎、エイズ、性感染症などについて、予防啓発や対策事業の企画、積極的疫学調査、感染症患者等の搬送、消毒業務を実施するなど、医療衛生企画課と保健福祉センター（健康長寿推進課）が連携し、感染症の拡大防止に努める。食中毒事案についても、医療衛生企画課と医療衛生センターが連携して、患者、施設等への調査及び措置を行う。

また、新型コロナウイルス感染症の対応を契機として、平時のうちから健康危機に対する備えを強化するため、令和4年12月に感染症法等が改正され、保健所設置市に「予防計画」の策定が義務付けられるとともに、各保健所等では「健康危機対処計画」の策定が求められることとなった。

これを踏まえ本市では、令和6年3月に、今後の新興感染症等の発生に備えることを目的に府市一体で「京都府感染症予防計画」を、また本市におけるその実行性を担保するため「京都市保健所健康危機対処計画」を策定した。

令和6年4月からは、当該計画に基づいて健康危機事案への対応を進めるとともに、健康危機管理体制を構築・強化するため、平時のうちからIHEAT要員を含む人員体制の確保や研修・訓練等を実施するなど、新興感染症等による健康危機事案への備えを進める。

2 新型コロナウイルスワクチン定期接種の取組

新型コロナウイルスワクチン接種については、令和6年度からは予防接種法上のB類疾病に位置付けられ、現在、65歳以上の方等を実施しているインフルエンザ予防接種と同様の「定期接種」として、個人の重症化予防を目的に実施する。

令和3年度から5年度までは特例臨時接種として、生後6か月以上の全ての方に対して全額公費負担による無料接種を実施していたが、令和6年度からは対象者が原則65歳以上となることに加えて、一部自己負担が生じることとなる。

自己負担額の設定に当たっては、重症化を予防することを重視し、本市高齢者インフルエンザ予防接種と同様、年齢に応じた負担額を設定して、より重症化リスクの高い75歳以上の方の自己負担額を軽減し、接種しやすい環境を整える。

(自己負担額)

区 分	自己負担額
74歳以下	3,000円
75歳以上	2,000円
生活保護等受給者	無料

定期接種への移行に当たって、実施期間や接種方法等の新たな制度について周知するため、本市ホームページ、本市広報誌やチラシ等、様々な媒体を活用して、丁寧に広報・情報発信をするほか、コールセンターを設置するなど、接種希望者がスムーズに接種できるよう取組を進める。

また、府医師会等の関係団体との緊密な連携の下、特例臨時接種期間中に協力いただいた約900の医療機関及び新たな医療機関にも協力を求め、接種希望者が身近な医療機関で接種できる環境を整備していく。

3 結核予防の推進

令和5年3月に策定した「第四次京都市結核対策基本指針」に基づき、「対策の4つの柱」である①結核の予防、②患者への適正な支援や医療、接触者健診の実施、③各ハイリスク層・患者年齢層への個別対策、④指針を支える基礎となる取組、の4点に注力し、令和9年までに、結核罹患率を8.0以下、喀痰塗抹陽性肺結核罹患率を2.6以下に低減させることを目指す。

特に、感染・発症のリスクが高い高齢者や外国生まれの方などに対し、感染拡大防止のための啓発や検診受診の勧奨等を積極的に行い、更なる罹患率の低減に向けて取組を進める。

○ 結核罹患率の推移

(単位：人口10万対)

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年(速報値)
16.0	15.5	15.1	11.8	11.3	9.9	10.7

○ 外国生まれ結核患者数の推移

(単位：人)

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年(速報値)
14	13	23	20	14	15	33

4 食品衛生に関する取組の推進

令和6年度京都市食品衛生監視指導計画に基づき、食品等事業者に対する監視指導及び食品衛生思想の普及・啓発を行い、食品等の安全性及び安心な食生活の確保を図る。

また、食品衛生法等に基づく飲食店営業等の営業許可手続きや市民からの相談・問合せに対応する。

令和6年5月31日には、食品衛生法の改正に伴い新たに許可業種に設定された事業者への経過措置期間が終了する。(令和3年6月1日に施行された食品衛生法の改正に伴い新設した許可業種を施行日の前から営業している事業者に対しては、許可取得までに3年の経過措置期間が設けられていた。)新たに設定された許可業種の中でも漬物製

造業は、京の食文化に深く関わっているため、令和6年度京都市食品衛生監視指導計画の中でも、漬物製造業の事業者に対して、経過措置終了までに重点的に監視指導を実施し許可取得を促すこととしており、経過措置終了後も引き続き必要な指導を行う。

さらに、令和6年4月から京都市HACCP食の安全宣言届出制度を開始し、食品等事業者のHACCPに沿った衛生管理の導入及び定着を推進し、京都市における衛生管理の不備に起因する食品事故等の発生防止に取り組む。

《主な実績》

○ 食品関係営業施設に対する監視指導

	営業施設数(施設)		延監視指導件数(件)	
	許可	届出	許可	届出
平成29年度	35,605	3,665	45,076	2,982
平成30年度	35,789	3,779	47,446	2,942
令和元年度	35,496	3,827	38,830	3,222
令和2年度	35,414	3,857	36,714	2,510
令和3年度	31,479	7,679	29,150	2,154
令和4年度	31,137	8,035	23,548	1,364
令和5年度	32,133	8,404	26,049	1,488

○ 食品衛生に関する知識の普及啓発

令和5年度 ・SNS等による食の安全安心情報の発信(61回)

令和5年度 ・食品衛生に関する講習会等の実施(114回、3,214人参加)

5 「民泊」に関する取組の推進

市民生活を最重要視し、市民と宿泊者の安全安心の確保や、京都にふさわしい良質な宿泊環境を整備するため、違法な「民泊」の根絶や「民泊」に係る通報等への対応を継続するとともに、既存の許可施設等の管理運営体制に係る状況調査を徹底するなど、宿泊施設の適正な運営がなされるよう取組を進めている。

《主な実績》

平成31年4月 ・「民泊」対策専門チームの体制を強化

令和元年10月 ・無許可営業施設に対する緊急停止命令の発出

11月 ・観光庁と連携し、国内外の「民泊」仲介業者に対し、本市条例で規定する駐在規定の遵守を求める周知協力及び適正な施設のみを掲載するよう厳格な運用を要請

令和2年4月 ・既存許可施設を含む全ての旅館業施設に対し、原則として人を宿泊させる間、使用人等の施設内駐在義務を全面適用

令和3年3月 ・本市に無許可営業疑いとして通報があった2,667施設に対して調査指導を行い、全ての施設を営業中止等に至らしめた。

6 動物の愛護及び管理、狂犬病予防に関する取組の推進

京都動物愛護憲章に掲げる「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現に向け、動物の愛護及び管理に関する法律、京都府動物の飼養管理と愛護に関する条例及び京都市動物との共生に向けたマナー等の条例に基づき動物の適正飼養、終生飼養の啓発、指導並びに犬及び猫の引取り業務を行う。また、まちねこ活動支援事業では、周辺住民の理解の下、地域住民が一定のルールに基づき野良猫を適正に管理する活動に対し、本市が無償で避妊・去勢手術を実施するなどの支援を行っている。

さらに、マイクロチップの装着や情報登録、災害時におけるペットの避難対策に関する啓発業務を行うとともに、民間企業との連携による、ひとり暮らしの高齢者が安心してペットと生活できる仕組みづくりや、多頭飼育崩壊対策に関する取組を福祉関係部署と連携し進めている。

狂犬病予防については、動物由来感染症である狂犬病の発生及びそのまん延を防止するため、狂犬病予防法に基づく犬の登録・狂犬病予防注射の啓発、野犬の捕獲及び咬傷事故の調査等を行う。

《主な実績》

- 令和2年10月 ・認定NPO法人及び業界団体の民間2団体とペット防災に係る災害協定を締結
- 令和3年3月 ・第二期京都市動物愛護行動計画を策定
- 6月 ・「日本ヒルズ・コルゲート株式会社」とペット防災に係る災害協定を締結
- 令和4年7月 ・「公益財団法人関西盲導犬協会」とペット防災に係る災害協定を締結
- 令和5年2月 ・「KYOTO CITY OPEN LABO」において、「ねこから目線株式会社」と連携し、高齢者が安心して猫と暮らすことができるよう、「飼い続ける支援・飼い始める支援事業」を開始
- 9月 ・京都動物愛護フェスティバル（Kyoto Ani-Love Festival）を開催

令和6年度の主な関連施策・事業

1 新型コロナウイルスワクチン接種

新型コロナウイルスワクチン接種については、令和6年度からは予防接種法上のB類疾病に位置付けられ、現在、65歳以上の方等を実施しているインフルエンザ予防接種と同様の「定期接種」として、個人の重症化予防を目的に実施する。

定期接種への移行に当たって、実施期間や接種方法等の新たな制度について周知するため、本市ホームページ、本市広報誌やチラシ等、様々な媒体を活用して、丁寧に広報・情報発信をするほか、コールセンターを設置するなど、接種希望者がスムーズに接種できるよう取組を進める。（保健所）

2 「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた取組の推進

令和6年3月に策定した「京都市健康長寿・口腔保健・食育推進プラン」に基づき、市民の皆様が主体的に日々の健康づくりに取り組んでいただき、それを支える社会環境づくりを本市や関係機関・団体等が協働して取り組むことによって、本市の健康づくりをこれまで以上に力強く推進していく。

特に、保健福祉センターでは、子ども・障害・高齢などの各分野や地域力推進室と横断的に連携し、各種団体・関係機関、地域住民との協働により、地域における健康づくり事業の取組を通じて、区役所・支所の独自性を生かした、市民が地域で自主的に健康づくりに取り組むまちづくりを推進する。

保健所の取組

1 地域における自主的な健康づくりの支援

○ 地域における健康づくり事業の実施

- (1) 各区役所・支所において地域の実情や課題を分析のうえ作成した健康づくり事業基本方針に基づき、保健福祉センター各課・室が連携し、「京都市 健康長寿・口腔保健・食育推進プラン」の柱に対応した事業に取り組む。
- (2) 地域の健康課題に加え、全市の健康課題を踏まえた京都市全体の共通重点項目を定め、地域の特色に応じた取組を積極的に実施する。

【令和6年度重点取組項目】

- ・ 糖尿病発症予防に向けた取組
- ・ 循環器病発症予防に向けた取組
- ・ 骨粗しょう症予防に向けた取組

＜主な実績＞

○ 地域における健康づくり事業 (単位：回)

	令和4年度	令和5年度
実施回数	1, 379	1, 617

(地域における健康づくり事業の例)

体操教室、食育セミナー、歯と口の健康づくり教室 等



健康長寿のまち・京都

2 受動喫煙防止対策の推進

令和2年4月1日に全面施行された健康増進法に基づき、これまでから法制度の周知啓発や飲食店における受動喫煙防止のための標識の配布、市民や施設等からの問い合わせに対応するための相談窓口等の設置など、様々な取組を進めてきた。

令和2年2月からは、飲食店やコンビニエンスストア、アミューズメント施設に対し、個別訪問と電話調査による監視・指導の取組を実施している。

令和6年度も引き続き相談窓口を運営し、違反事案の通報があった場合には、国のガイドラインに基づき、施設の管理権原者等に対して、適切に受動喫煙防止対策を講じるよう、助言や指導等を行い、望まない受動喫煙をなくすための取組を進めていく。

《主な実績》

- 京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口の運用状況（単位：件）

	令和4年度	令和5年度
相談及び問合せ件数	274	331
通報件数	141	181

3 がん検診の受診率の向上に向けた取組の推進

がん検診の受診率の向上に向け、今後とも、京都府医師会等関係機関との連携による普及啓発、「ピンクリボン京都」活動等の民間と連携した社会的な啓発キャンペーンを実施する。また、保健医療システムや京都市国保と連携し、個別受診勧奨の更なる強化等に取り組む。

《主な実績》

- 本市がん検診の受診率の推移（国民生活基礎調査（大規模調査））

種類		H28年調査	R1年調査	R4年調査	(参考) 国の目標値
胃がん検診	京都市	32.8%	45.2%	42.3%	50% (～R4年度) 60% (R5年度～)
	全国平均	40.9%	48.8%	48.4%	
肺がん検診	京都市	37.7%	41.4%	39.2%	
	全国平均	46.2%	49.4%	49.7%	
大腸がん検診	京都市	32.1%	37.3%	37.7%	
	全国平均	41.4%	44.2%	45.9%	
子宮頸がん検診	京都市	36.5%	37.8%	37.2%	
	全国平均	42.4%	43.7%	43.6%	
乳がん検診	京都市	37.2%	43.6%	41.6%	
	全国平均	44.9%	47.4%	47.4%	

4 糖尿病重症化予防の取組の推進

生活習慣病である糖尿病は、症状が進行すると腎不全など様々な合併症を引き起こし、市民の健やかな生活に深刻な影響をもたらすこととなることから、治療が必要な方を早期に発見し、治療につなげていく重症化予防の取組が重要である。

このため、医療機関、保健医療関係団体、保険者等の参画の下、平成29年度に「京都市糖尿病重症化予防地域戦略会議」を設置し、特定健診のデータを活用したきめ細かな受診勧奨や、かかりつけ医療機関と連携した保健指導の実施などを進めていく。

令和6年度は、地域における健康づくり事業の重点取組項目の1つに一次予防としての「糖尿病発症予防に向けた取組」を掲げ、京都市国保と連携し糖尿病発症プログラムを6行政区で実施すると共に、全市的に糖尿病発症予防の普及啓発に取り組む。

《主な実績》

- 京都市糖尿病重症化予防戦略会議の開催

(平成30年3月・11月、平成31年3月、令和2年11月、令和4年3月(書面)、令和5年1月、令和5年12月)

5 災害時医療救護体制の構築

近年、台風や大雨による被害が各地で頻発しており、また、近い未来における「南海・東南海地震」の発生が危惧されるなど、大規模災害はいつ起きてもおかしくない身近なものとして、事前にしっかりと備えておく必要がある。

このため、とりわけ、人命救助に重要な医療救護活動が、発災時に十分に機能するよう、あらかじめ医療関係団体と連携した訓練の実施や、医療救護活動の調整を担う本部機能の確保等により、実践に備えた体制整備に取り組む。

《主な実績》

- 令和元年 7 月 ・京都市医療救護活動マニュアル（震災対策編）（第一版）策定
- 令和元年 9 月 ・各区役所・支所保健福祉センターと市内各地区医師会との災害時における連携体制の構築に向けた協議を実施
- 令和 2 年 12 月 ・京都府歯科医師会と締結した「歯科医療に係る災害医療救護活動に関する協定」に基づく歯科医療救護活動が、発災時に有効に機能し、実効性あるものとなるよう、京都府歯科医師会との災害時歯科医療救護活動に係る検討会を開催
- 令和 3 年 3 月 ・大規模災害等の発生時に、京都市域において、災害医療関係機関・団体が相互に連携を図り、医療救護活動を効果的かつ円滑に実施できるよう、災害時医療救護活動に係る各種取組や課題等を共有し、連携体制を構築することを目的とした「京都市域災害医療連絡協議会」を設置し、第 1 回協議会を開催（2 回目：令和 4 年 2 月、3 回目：令和 5 年 3 月、4 回目：令和 6 年 3 月）
- 令和 3 年 5 月 ・京都市医療救護活動マニュアル（震災対策編）（第二版）策定
- 令和 4 年 3 月 ・京都府歯科医師会と連携の下で、災害時の歯科保健医療活動に関する研修会を開催
- 令和 5 年 2 月 ・災害時医療救護活動に係る京都市の取組に関する H P の公開
・災害時医療救護活動に係る動画研修資料（医療関係者向け）の公開
・京都府歯科医師会と連携の下で、災害時の歯科保健医療活動に関する研修会を開催
- 令和 6 年 3 月 ・京都府歯科医師会と連携の下で、災害時の歯科保健医療活動に関する研修会を開催

1 地域における健康づくり事業

健康づくりを通じて、市民の社会参加や市民同士のつながりを促進し、市民や民間団体等が周りの市民への働きかけ等を行うことにより、地域住民の主体的な健康づくり活動を支援する。（主なテーマ：栄養・食生活、身体活動・運動、こころの健康、歯と口の健康、禁煙、飲酒、思春期など）（保健所）

2 健康長寿のまち・京都推進プロジェクト

市民ぐるみで健康づくりに取り組む「機運の醸成」を主眼としてプロジェクトを実施してきたが、「エビデンスに基づく、市民・地域主体の健康行動の定着」に向けた取組に事業再編し、健康長寿社会の形成に向けた取組を介護予防事業と一体的に進める。また、「歩く」をテーマに市民ぐるみ運動を進めることとしており、現状よりも1日の歩数を1,000歩増やすことから始めていただくため、「プラスせんぽ」のキャッチフレーズの普及に取り組む。（保健所）

3 フレイル対策支援事業

「運動」「栄養・口腔」「社会参加」の総合的なフレイル対策の推進を図るため、地域介護予防推進センターの関与のもと、医療専門職との連携により、地域住民が主体となって介護予防に取り組むグループ等に対して、管理栄養士や歯科衛生士等の医療専門職が連携して講話・健康相談等の支援や体力測定等を実施する。（地域保健）

3 母子保健の推進

本市においては、令和6年4月の改正児童福祉法施行に伴い、各区役所・支所子どもはぐくみ室を、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の2つの機能を担い、一体的に支援を実施する「こども家庭センター」として位置付けている。

母子保健施策としては、妊娠前、妊娠期、出産前後、育児期に渡る体系的なサービスを、すべての母子を対象としたポピュレーションアプローチの考え方にに基づき展開し、子どもの健やかな成長発達と家庭の子育て力の向上をめざして、地域の関係機関と連携しながら、すべての子どもや子育て家庭に対してきめ細やかな支援を行うとともに、親子の健康の保持増進や安心して子育てができるための知識の提供に努めている。また、児童福祉施策としては、個々の家庭が抱える状況やニーズに「気づき」、継続的な支援等に早期に「つなぎ」、課題や困難を抱える子どもや子育て家庭への支援に展開していくことで、児童虐待の未然防止を推進している。

保健所としては、このような子どもはぐくみ室の業務の質を高める役割を担うとともに、長期療養児等への支援など、専門的アプローチを要する業務に取り組んでいる。

保健所の取組

1 長期療養児への支援

医学の進歩に伴い、NICU等で救命し、退院後自宅にて人工呼吸器や胃ろう等を使用する医療的ケア児（日常生活を営むために医療的ケアを必要とする子ども）が年々増加している。また、小児慢性特定疾病等の慢性疾患に罹患している児は、長期にわたり療養が必要となる。

これらの長期療養児が、住み慣れた地域で育ち、学び、働くことをサポートするため、疾患や療養状況を把握し、日常生活での問題解決に向け、長期療養児の特性を踏まえた支援を行うとともに、医療・保健・福祉・子育て支援・教育等の多機関が連携できる体制を整えていく。

《令和5年度の主な実績》

○慢性疾患で療養中のお子様・親御様のための講演会・交流会

「学校生活に向けて」（令和6年2月）

○京都市医療的ケア児等支援連携協議会の開催

令和3年度2回、令和4年度2回、令和5年度2回

2 母子保健事業への助言

乳幼児健康診査においては、従事者が共通の認識のもと従事できるように作成した「京都市乳幼児健康診査マニュアル」の改訂や令和4年7月から導入している3歳児健康診査における屈折検査に関して、専門的立場から技術的助言等を行っている。また、健診における疾患スクリーニングの精度管理を行い、スクリーニングの質の向上を図るとともに、その結果を健診従事者にフィードバックし、子どもはぐくみ室での健診の標準化を目指している。さらに、医師・歯科医師等の健診従事者の研修を実施し、乳幼児健康診査の質の向上に努めている。

《令和5年度の主な実績》

○乳幼児健康診査従事医師研修（令和6年3月）

地域保健における取組

1 体系的な母子保健事業の実施

母子健康手帳交付時に保健師が面接を行う「妊婦相談事業」や、妊娠中の初妊婦等に訪問を行う「こんにちはプレママ訪問事業」、出産後4か月未満のすべての乳児家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」や、子どもの発育や発達、子育て状況等を確認するために発達の節目ごとに行う「乳幼児健康診査（4か月児、8か月児、1歳6か月児、3歳児）」等の体系的な母子保健事業を実施することで、切れ目ない支援を行う。

《主な実績》

○ 妊婦相談事業 (単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
面接数	9, 457	8, 802	8, 073

○ こんにちはプレママ事業（ハイリスク妊婦を含む妊娠中の訪問延件数）（単位：件）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問実件数	2, 872	3, 048	3, 423

○ こんにちは赤ちゃん事業（訪問延件数）（単位：件）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問実件数	8, 759	8, 771	8, 666

○ 乳幼児健康診査

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	受診者数（人）	受診率	受診者数（人）	受診率	受診者数（人）	受診率
4か月児健診	8, 559	97.9%	8, 286	98.5%	7, 873	99.2%
8か月児健診	8, 483	97.4%	8, 227	98.1%	8, 145	98.9%
1歳6か月児健診	8, 920	97.8%	8, 511	98.0%	8, 002	98.6%
3歳児健診	9, 359	96.6%	9, 044	97.4%	9, 598	97.9%

2 相談支援・保健指導の実施

母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査等で把握した、妊産婦や保護者の妊娠・出産・子育てに関する様々な相談、疑問や不安に対し、必要な情報提供や助言、保健指導等を丁寧に行い、個々の家庭に寄り添った支援を提供している。

《主な実績》

- 妊婦相談事業（再掲）
- こんにちはプレママ事業（再掲）
- こんにちは赤ちゃん事業（再掲）
- 乳幼児健康診査（再掲）

3 課題や困難を抱える家庭の支援

関係者の調整が必要と判断される妊産婦や、長期療養児等の課題や困難を抱える家庭に対しては、子どもはぐくみ室が身近な地域の行政機関である強みを生かし、個別の継続的な寄り添い支援を実施することで、支援の充実を図っている。

また、子どもはぐくみ室は、児童虐待を含め、支援を必要とする児童やその保護者に対し、複数の機関で支援を行うための法定化されたサポートネットワークである要保護児童対策地域協議会の調整機関でもあり、各関係機関との効率的かつ効果的な連携を行うことで児童虐待の未然防止に努めている。

《主な実績》

○ 家庭訪問型継続的個別支援 (単位：件)

	専門的相談支援		育児・家事援助	
	実件数	延件数	実件数	延件数
令和3年度	855	1,949	169	1,889
令和4年度	927	1,615	151	1,517
令和5年度	819	1,634	109	1,180

令和6年度の主な関連施策・事業

1 不妊に悩む方への支援の充実

新たに保険適用となった体外受精等の治療について、従来の一般不妊治療費助成の対象に追加する形で助成を実施。また、不妊・不育等に関する悩みを持つ方への精神的ストレスを軽減するため、就労されている方等への相談にも対応できるようオンラインでの24時間相談体制を充実するとともに、インターネット等を活用した事業周知や不妊症に関する啓発活動を推進する。(地域保健)

2 産後ケア事業の拡充

母親の育児負担や負担感の軽減を目的として実施する本事業について、希望される方が産後ケアを利用できる環境を整えるため対象者を大幅に拡充するとともに、利用者の利便性向上を目的に、電子申請を開始する。また、本事業を委託している産科医療機関や助産所等の施設の業務効率化を図るため、各種事務手続のデジタル化を進めるとともに、利用者から直接利用申込みを受ける点等を踏まえ、委託施設に対する事業費を増額する。(地域保健)

3 京都市医療的ケア児等支援連携推進会議

医療的ケア児とその家族の活動の支援や日中の居場所づくりについて関係機関・団体等が情報共有を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等による支援の連携を引き続き推進していく。(保健所)(地域保健)

4 地域精神保健福祉施策の推進・難病患者への支援

平成30年3月に策定した「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（京都市障害者施策推進計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）」（令和5年度末をもって計画期間が終了したことから、次期プラン「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（2024－2029）」を策定）に基づき、障害のある人もない人も、全ての人が違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進することを基本方針に、障害のある人が生きがいや働きがいを持って、地域で自立して安心して生活できる共生社会の実現に向けて取り組む。

各区役所・支所障害保健福祉課では、3障害（身体・知的・精神）及び難病にかかる相談窓口として、保健と福祉の両面から広い視点での相談援助活動に取り組む。また、重複障害のある方等の援助対象者のニーズに応じて、障害福祉ケースワーカーと保健師が密に連携協力を図り、適切かつ細やかな対応に努める。

保健所の取組

1 地域精神保健福祉施策の推進

精神障害のある人やその家族が地域で安心して生活していけるよう関係機関及び地域社会との密接な連絡協調のもとに、精神障害のある人の早期治療の促進並びに社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るとともに、地域住民の精神的健康の保持増進を図るための諸活動を行うこととする。

また、緊急で医療が必要な精神障害のある人については、人権に十分配慮しつつ、迅速かつ慎重に適切な医療の確保を図るものとする。

精神科病院から退院し地域生活を送る精神障害のある人に対しては、関係機関との連携を図り、継続的な通院医療の確保のほか、必要な支援の提供に取り組むものとする。

＜主な実績＞

○ 精神障害者保健福祉手帳所持者数（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	1, 844	1, 850	1, 878
2級	11, 130	11, 652	12, 190
3級	6, 733	7, 119	7, 734
合計	19, 707	20, 621	21, 802

○ 自立支援医療費（精神通院医療）承認状況（単位：件）

令和2年度	令和3年度	令和4年度
34, 187	32, 184	33, 387

2 難病患者への支援

難病患者への支援については、指定難病であるかどうかにかかわらず、在宅で療養している難病患者やその家族の精神的負担軽減を図り、療養上の不安の解消や生活の質の向上に資するため、窓口相談や訪問相談等に取り組んでいく。

また、人工呼吸器装着者等の医療依存度の高い方を対象に、災害・緊急時の停電時支援のため、個別の避難マニュアルの作成支援や安否確認者リストの整備を進める。

《主な実績》

- 特定医療費助成制度（指定難病）受給者数 （単位：人）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
12,869	13,625	13,613

3 自殺対策

自殺対策については、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、令和5年3月に第3次「きょう いのち ほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画）」を策定。

「市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、取組を進めている。平成29年度から、各区役所・支所障害保健福祉課を自殺対策の身近な相談窓口として位置づけており、各制度所管課・関係機関等との連携を強化し、総合的な相談支援体制の整備及び自殺対策の普及啓発等に取り組んでいく。

令和6年度においても、社会情勢の変化に伴う自殺につながりかねない問題の深刻化から、自殺者の増加が懸念されるため、引き続きその動向を注視するとともに、必要に応じ対策を講じる。

《主な実績》

人口動態統計に基づく自殺の状況	令和2年		令和3年		令和4年	
	京都市	全国	京都市	全国	京都市	全国
自殺者数 (自殺死亡率※)	190人 (13.4)	20,243人 (16.4)	209人 (14.4)	20,291人 (16.5)	207人 (14.3)	21,252人 (17.4)

※ 自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数

令和6年度の主な関連施策・事業

1 自死遺族・自殺予防こころの相談電話～きょう こころ ほっとでんわ～（継続）

＜電話番号：075-321-5560＞

新型コロナウイルス感染症の影響による不安や悩みの増大が全国的に危惧されていることから、令和2年8月から相談時間を拡充した「自死遺族・自殺予防こころの相談電話～きょう こころ ほっとでんわ～」について、引き続き、土日祝日も含めた24時間365日、いつでも相談を受けられる体制を確保する。

併せて、「きょう こころ ほっとでんわ」で受けた相談のうち、専門的な悩みを抱えた方で希望される場合には、後日、内容に応じた専門家が悩みをお聞きする寄り添い支援の取組も継続する。（保健所）

5 保健福祉センターが一体となった総合的な支援の実施

本市では、令和6年度から、分野・属性を問わない「相談支援」、社会とのつながりや参加を支援する「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を開始し、地域共生社会の実現に向けてより一層取り組んでいくこととしている。「重層的支援体制」の推進は、各地域の支援関係機関や関係者が地域住民の福祉課題を断らず受け止め、地域がつながり、「一緒に・重なり・協働する」ことをコンセプトとしている。こうした考え方を踏まえ、複合課題を抱える世帯等、地域では対応が困難な課題を、関係機関・団体との連携の下、しっかりと受け止め、保健福祉センターの各分野における専門的な支援や地域団体による支援が、世帯の状況に応じて適切に組み合わされ、それぞれが持つ強みや機能を十分に発揮し合い、一体的に実施されるよう、庁内や地域団体との情報共有、連携強化に取り組む。

とりわけ、保健福祉センターの各課・室は、それぞれが所管する既存施策の適用だけでなく、より早い段階から支援が必要な人を施策につなげるという法の趣旨を最大限に踏まえて、個々の世帯や関係機関による支援状況に合わせた支援方針に基づき、見守りや寄り添いといったマンパワーによる支援を積極的に行うなど、職員一人ひとりが、支援者の立場で主体的に関わることを、支援に当たっての共通の基本姿勢として位置付ける。

保健所の取組

1 保健師等専門職の統括

統括保健師は、健康長寿推進課、障害保健福祉課、子どもはぐくみ室及び地域力推進室（ごみ屋敷対策）の分野別に配置された保健師等の専門職が組織横断的に連携し、保健福祉センターが一体となった総合的な支援が実施できるよう、各分野を横断的につなぎ、統括するとともに、大規模災害発生時等の保健師等の活動や支援の連絡調整、さらには、各分野の保健師等専門職への助言、指導、人材育成等を行う。

地域保健における取組

1 複合する支援課題への対応

虐待、ひきこもり、生活困窮、制度の狭間等（孤独・孤立、ヤングケアラー含む）の複合する支援課題への対応については、地域の関係機関・団体等との連携体制を構築することにより、保健福祉センターが一体となった支援を、地域ネットワークの中で、地域ぐるみで実施されるよう取り組む。

ひきこもり状態にある方への支援に当たっては、各課・室が所管する施策や各法別ケースワーカーによる主体的な支援が十分に発揮され、保健福祉センターが一体となって支援を行うことができるよう、支援調整会議を開催し、保健福祉センター長の差配の下、本人や家族に対する支援の方針を検討し、地域での見守りも含めた必要な支援や関係機関の役割等をコーディネートする。

制度の狭間や支援拒否など、福祉的な支援が必要であるにもかかわらず、適切な支援につながっていない方等に対しては、重層支援会議において検討のうえ、「地域あんしん支援員」による手厚い寄り添い支援が効果的に実施されるよう、各法別ケースワーカー

との連携強化や地域の関係機関・住民による見守り活動等の一層の推進を図る。

いわゆるごみ屋敷対策については、地域力推進室をはじめとする関係各課、関係団体との連絡調整や必要な支援等を通じて、要支援者の不良な生活環境の解消に向け、区・支所が一体となって取り組む。

＜参考＞ 令和6年度京都市保健所組織について

